

州地区裁判所法 （1） 2002年

——カナダ・アルバータ州——

村 井 衡 平

本稿では、カナダ・アルバータ州の法令集2002年版の427頁以下に掲載されている「プロビンシャル裁判所法」(Provincial Court Act)の規定を紹介する。

プロビンシャル裁判所法

第1条 定義 本法において、

- (a) 書記官とは、プロビンシャル裁判所の書記官または代理書記官を意味する。
- (b) 判事とは、本法の下で任命されたプロビンシャル裁判所の判事を意味する。首席判事、代理判事、副首席判事および定員外判事を意味する。
- (b・1) 裁判所委員会とは、裁判所法の第6部のもとで設立された裁判所委員会を意味する。
- (c) 治安判事とは、治安判事法における同じ意味をもつ。
- (d) 首席治安判事とは、治安判事法のもとで主席治安判事として委員会における副知事によって任命された治安判事を意味する。
- (e) 州裁判所または裁判所とは、アルバータの州裁判所を意味する。
- (f) 首席治安判事とは、委員会における首席治安判事として、委員会における副知事によって任命された治安判事を意味する。

第1編 アルバータのプロビンシャル裁判所。

第2条 プロビンシャル裁判所 (1) アルバータのプロビンシャル裁判所とし

て名付けられるアルバータのためのプロビシアル裁判所とする。

(2) [2000年法, 第16条(追加) 第3条]

(3) プロビシアル裁判所は, 記録裁判所である。

第3条 職員。(1) 公的サービス法に従って裁判所の仕事を指図するのに必要とされる役員および被用者がいる。

(2) 司法長官, 法務長官は第(1)項の下で書記官または代理書記官とよばれる職員を任命することができる。

第4条 書記官の義務の委任。(1) 書記官は本法または何か他の法律の下で, 書記官によってなされるべく要求され, または許可された行為をすることを, 誰れか他の人に書面により許可することができる。

(2) 本条のもとで与えられる許可は

(a) 一般的なものか, または特定の事件に適用され,

(b) 条件付または無条件である。

(3) 第1項の下で与えられた許可は,

(a) それを与える人によって指示される目的に従い, かつ,

(b) その中で指名された人は, 本条の下で準備された行為または書面による許可のべられた事項を行うか, またはそのコピーは反対の趣旨の証拠がないとき, 証拠として認められるべきであり, その人が行ったある行為または物事について, 許可の署名をしたと思われる人の公的な性格の特色を現わしている。

第5条 書記官の義務。本法または他の法律の下で定められた義務の遂行に加えて, 書記官は法務大臣および司法長官によって書記官に譲渡されたこれらの義務を遂行するものとする。

第6条 書記官の権限。書記官は, 書記官の面前において裁判所によって指示された事項のため, 宣誓を司会し, 宣誓供述書および制定法上の宣言を受領し, かつ, 裁判所の命じるところに従って, 当事者および証人を審査する。

第6条・1 書記官による書面の送付。書記官が, 書面, 通知または本法の下で他の物の送付を要求されるとき, 書記官はそれを書留郵便で送付することができる。

第7条 保安官の義務。保安官, 保安官代理, 民事執行吏, 矯正施設の従業員および治安官は裁判所を補助し, 裁判所の指図に従い, 裁判所の管制権を行使

する。

第8条 裁判所の諸規則。(1) 裁判所の慣行および手続は、本法および諸規則に定められているとおりである。

(2) 本法または諸規則は、特別な慣行または手続についての規定を含んでおらず、これについては裁判所の面前における特別な慣行および迅速で費用のかからない手続を保証することが必要であろう。

- (a) アルバータの裁判所規則を適用し、かつ、
- (b) アルバータの裁判所規則を必要に応じて修正する。

第9条 規則。(1) 委員会における副総督は規則を制定することができる。

- (a) 廃止。アルバータ州，2000年法。第16章（追加）第4条(a)(i)。
- (b) 裁判所における手続に関して与えられる費用について、
- (c) 証言およびほんやくについて支払われる費用の額について、
- (d) 裁判所における手続に関して書面の提出または発行のために支払われる費用およびこれらの費用の支払いの放棄について。
- (e) 速記者へ支払われるべき各種の費用に関する規定について。
- (f) 音響記録機械を操作する人に支払われるべき諸費用について、
- (g) 命令、判決および他の書面の転写によるコピーを作製する費用について、
- (h) 裁判所のファイルを探すための費用について、

(以下、省略)

第1編・1 プロビンスIAL裁判所判事

第9条・1 判事の任命 (1) 委員会における副知事は、判事を任命することができる。

(2) カナダ市民以外の人は、判事を任命することができない。

(3) 委員会における副知事は、1人の判事を裁判所の首席判事に、また1人の判事を裁判所の副首席判事に任命することができる。

(4) 主席判事が病気、アルバータを留守にし、または仕事ができないとき、副首席判事は主席判事の権限および義務を有する。

(5) 第9条42項に従い、主席判事は、彼等の義務を遂行中の判事を監督する権

限を有し、義務を負う。これらの権限および義務には下記を含むものとする。

- (a) 特種な事件または他の1群の事件—それについては特別な判事が担当すべき事件を辞任する。
 - (b) その裁判所機構が特種の判事によって利用されるべく辞退する。
 - (c) 判事の義務を辞任する。
 - (d) 委員会における副知事によって命じられる他の権能を行使し、他の義務を履行する。
- (6) 補助首席判事を相殺する首席判事は、裁判所の席次を辞退することができる。
- (7) 首席判事が第(5)または第(6)に引用された事態に関して何か判決をしたり、または裁判所の運営に関する事項について何かを決定する場合に、その認定または行為は、裁判所の意思によれば、上級裁判所による再審理ではない。ただし、その判決または行為が、上級裁判所の意思によれば、明白に不合理であるか、または首席判事の権限・義務または管理権の範囲外であるときは、この限りでない。
- (8) 委員会における副知事は、下記の1つ以上の事項について、1人以上の判事を首席判事補助として指名することができる。
- (a) 裁判所
 - (b) アルバータ以外の地、
 - (c) 特殊または1群の事項、
 - (d) (a)から(c)において引用されていないが、裁判所または検事総長が適切と判断する事情、
- (9) 首席判事補助は、彼等に首席判事によって託された機能を遂行する。
- (10) 司法長官および法務総裁は首席判事、首席判事代理または補佐としての地位で働く判事を指名する。
- (a) 病気、アルバータから不在または職務を行うことができない人、もしくは
 - (b) 事務室が欠員のとき、
- (11) 第(10)項のもとで指名された判事は、場合に応じて、首席判事、首席判事代理または補佐としての権利を有し、義務を負う。

第9条・1・1 首席判事、代理および補佐判事の任命。

州地区裁判所法 (1) 2002年

- (1) 首席判事として指名された判事は、事務室を7年を越えない期間保持し、かつ、その事務室に再任されないものとする。
- (2) 代理首席判事として指名された判事は、命令の中でのべられた7年を越えない期間保持し、かつ、その事務室に再任されないものとする。
- (3) 主席判事補佐として指名された判事は、該事務室を5年間保持し、かつ、該事務室または他の主席判事補佐の事務室に再任されないものとする。
- (4) 本条の規定は、1999年4月28日以降に首席判事代理または首席判事補佐に指名された判事にのみ適用する。

第9条・1 事務室の宣誓、(1) すべての判事は首席判事、代理主席判事、主席判事補助として事務室を手に入れるに先立って、アルバータ首席判事、女王座裁判所主席判事またはプロビンシアル裁判所の首席判事補佐として、事務室宣誓法によって定められた誠実さの宣誓をする。

(2) 誠実さの宣誓および裁判上の宣誓は、ミイニスターによって司法長官および検事総長または他の指定された人に転送される。

第9条・2 管轄権。すべての判事はアルバータ全土を通じて管轄権を有しており、かつ、

- (a) 州議会の法律またはカナダ連邦議会による法律のもとで、州の判事または連邦議会の判事に付与された権限を行使し、義務を履行するものとし、
- (b) 裁判所のなんらかの法律により、または法律のもとで、マジストレートまたは2人の治安判事に与えられたすべての権限および権威を有し、
- (c) すべての権限を行使し、与えられ、または課せられたすべての義務を履行するマジストレート、州のマジストレートまたはカナダ連邦議会および州のなんらかの法律の下での1人以上の治安判事および
- (d) 判事、治安判事、公証人およびコミッショナーとなることを宣誓し、かつ、宣誓口述書を作成する。

第9条・2・1 手続を完了できない判事の無能、刑法典（カナダ）のもとでの審理または適用以外の手続が開始され、統割する判事がなんらかの理由で手続を完了できないとき、主席判事または主席判事代理によって行動すべく要求された判事の誰れかが、中断された手続を継続し、かつ、該判事は手続を継続し、手続を完了させるか、または再開させることができる。

第9条・2・1・1 前判事による判決、ある判事がこれまで十分に審理された

なんらかの事件について、判決を云渡すことなく事務所を閉鎖するとき、その人は、事務所を閉鎖してから3カ月以内に同人がいぜんとして判事であるかのように、判決を言渡すとき、判決は裁判所の判事によってなされたのと同様の効力を有する。

第9条・2・2 退職年齢。(1) 裁判所法の第6部に従い、すべての判事は70才に達したときに退職する。

(2) 裁判所法の第6部に従い、いかなる判事も退職年齢に達する以前に事務所を離れることはできない。

第9条・2・3 判事の再任。(1) 第9条・2・2の規定にかかわらず、判事は本条の規定に従つて、判事として再任をされることができる。

(2) 第3項に引用する判事以外の判事が70才に達したとき、主席判事は委員会における副知事に、同人を1年間の判事として再任するよう請求することができる。

(3) 主席判事、主席判事代理または主席判事補佐である判事が70才に達したとき、司法委員会における副判事が同人を1年間の判事として再任用するよう請求することができる。

(4) ある判事が本条のもとで判事として再任用されたとき、

(a) (b)項に引用される判事以外の判事の場合、主席判事は委員会における副知事が同人を1年間の判事として再任するよう請求することができる。

(b) 判事が主席判事の場合、代理主席判事または主席判事補佐として任期1年間の判事として任用するよう請求することができる。

(5) 本条のもとである人を判事として再任用するための主席判事または司法委員会の請求は、

(a) 場合に依じて、主席判事または司法委員会が、再任は裁判所の能率的・効果的な管理を拡大し、さらに

(b) 請求が主席判事および司法委員会によって創設された標準に従って行われるとき、実行されるであろう。

(6) 主席判事または司法委員会は、場合に依じて、委員会における副知事が1年間の任期で判事を再任するとき、委員会における副知事は、第(7)項に従い、判事を1年間の任期で再任名するものとする。

(7) 本条のもとでの判事の再任用は

州地区裁判所法 (1) 2002年

- (a) 再任用の請求が第(2)(3)または(4)の下で行われ、
- (b) 請求をうけた判事が再任用に同意し、
- (c) 判事が定数外の判事ではなく、
- (d) 75才に達していない

ときにのみ行われる。

(8) 本条のもとで再任用された判事は、第(7)項の規定に従い、第(6)項の下で1年間、再任用される。

(9) 本条のどの規定にもかかわらず、本条のもとで再任用された判事が75才に達したときはいつでも、判事の任期は終了する。

第9条・3 定員外の判事の任用。(1) 下記の場合

- (a) 判事が退職するか、または
- (b) 判事としての職場期間が第9条・23の下で再任用されたとき、

同人は定員外の判事となることを選ぶことができる。

(2) 裁判所法の第6部のもとで、事務所を退いた判事は、定員外の判事となる道を選ぶほかはない。

(3) 委員会における副知事は、主席判事の勧告にもとづいて、ある人を同人が第(1)項のもとで選択するとき、定員外の判事として指名することができる。

(4) 定員外の判事への任用期間は2年間であるが、しかし、法務長官または検事総長は、主席判事の勧告をうけ、さらに2年間任用することができる。

(5) 第9条・2・2は定員外の判事には適用しない。

第9条・3・1 辞任。判事はいつでも、署名した書面により、辞任の日付およびその理由をのべ、通知を主席判事および検事総長に提出する。

第9条・3・2 選定手続の内密性。判事の選定手続より生じる情報を含む記録は内密であり、かつ、情報の自由およびプライバシーの保護に関する法律は本法に従うことはない。

第9条・4 不満。判事的能力、行為、不法行為または義務の軽視は、裁判所法の第6部の規定に従って処理される。

第9条・4・1 他の雇用への制限。協議会の副知事によって他に許可されない限り、フル・タイムの判事として雇われた判事は、他のビジネス、職業、商売、取引または仕事を営み、または実行してはならない。

第9条・4・2 判事の居所。(1) 司法長官および法務長官または長官によって

授権された人は、判事の指名に当って、判事の居所を指定する。

(2) 第1項のもとで指定がなされる時、その後の居所の変更は、首席判事の申請にもとづいて司法委員会によって行われ、かつ、司法委員会の意見によれば、変更が裁判所のさらによい運営のために要求されるときに行われる。

(3) 判事のアルバータ州を通じる管轄権には何の影響も及ぼさない。

第9条・5 利益の衝突。判事は判事が利害関係にあり、またはあった事項について、審理する権限を有しない。

第9条・5・1 損害賠償請求の訴。(1) 判事が義務を履行中の作為または不作為について、いかなる訴を提起することもできない。判事が判事の管轄権を越えてした作為または不作為について、いかなる訴を提起することもできない。

(2) 判事に対する損害賠償請求の訴は、本法の施行の前後を問わず、なんらかの理由により、判事であることを中止していた誰れか他の判事の代わりに、またはその人によって有罪判決が答申された判事により、ワラントまたは宣告が法的に作成されることができた。

(3)および(4) 省略。

(5) 司法長官および検事総長は、ソリシターと依頼者間の費用を含む損害賠償または費用を支払うことができる。

第9条・5・2 規則。(1) 副総督は

- (a) 判事に支払われるべき給料の決定、
- (b) パート・タイム判事に支払われるべき金額の決定。
- (c) 個々の手続または特別なサービスのために支払われるべき費用の決定。
- (d) 下記を含めて判事が権利をもつ利益。
 - (i) 個人的な支出・手当およびサービス。
 - (ii) 旅行および移動費用。
 - (iii) 不在および休暇の抗弁。
 - (iv) 病気による不在の手当およびこれらの手当に関する不払い。
 - (v) 特定の判事および他の個人のための1件以上の年金プランのもとでの便益。
- (e) 定員外の判事を採用する条件および期限に関して、
- (f) (d)項におけるいかなる制約をすることなく、
 - (i) 1件以上の年金プラン・追加的退職プラン、所得税法(カナダ)

州地区裁判所法 (1) 2002年

のもとで登録または登録されない追加的退職プランおよび

(ii) 1件以上の年金基金,

(中 略)

(2) 細則の(1)のもとで定められた規則は、もしそのように細則の中で定められるとき、規則の制定に先立つ日から有効である。

第9条・5・3 (以前の任命) 本章が施行される直前にプロビンシアル裁判所判事法のもとで判事であり、その人の任命は完全に有効であったすべての人は、本法の下で判事に任命されたものとみなされる。

第1編・2 一般的裁判事項。

第9条・6 管轄権。(1) 裁判所はこの法律の規定に従い、下記の管轄権を有する。

(a) 第4部の目的のために、

(i) なんらかの請求または反訴を審理、裁定し、

(A) 債務について、金銭その他の方法で支払うことができるかどうか、もし請求または反訴請求されたが、場合に応じて、法律または合意によって支払われるべき利息を越えるとき、規則によって定められた金額を越えてはならない。

(B) 契約の違反による損害を含む損害賠償について、本訴または反訴の金額が、時に応じて、規則の下で支払われる金額を越えておらず、

(C) 動産の返還について、もし動産の価格が規則によって定められた金額を越えておらず、かつ、

(D) 契約の特定履行または取消のために、問題となっている権利の価格が規則によって定められた金額を越えていない。

(ii) 第(i)項に引用された請求または反対請求に関して衡平法上の救済を与える。

(b) なんらかの規定のもとで定められ、または命じられ、かつ、諸規定にもとづいてなんらかの事項を聞き取り、かつ、裁定し、立法のもとで裁判所に与えられたなんらかの義務を履行し、機能を遂行する。

(c) トレーラー住宅用敷地賃貸借法および住宅賃貸借法の目的のために、裁判所の管轄権を制限することなく、これらの法律のもとで、

- (i) 土地賃貸借の終了命令、
- (ii) 敷地の占有の回復命令、
- (iii) 前記事項を無効とする命令。

を許可する命令のために。

(2) 裁判所は主張または反訴を審理し、判断する管轄権を有しない。

- (a) 土地の権限が争われている。
- (b) なにか不動産遺贈、遺贈または責任制限の効力が争われている。
- (c) 悪意訴追、不法監禁、名誉毀損、姦通または婚約の破棄。
- (d) 判事、治安判事または保安官に対して、それらの人がその仕事の義務を遂行中になされた何事か、または
- (e) 課税を免れている地方当局または学校による請求。

(3) 合計額は規則により、第1項の目的のために規定され、その合計額は、

- (a) 民事請求、または
- (b) (a)項に従い、発生した事態に対し、

規定された金額に従い、実施される。

(4) 原告の請求または被告の反対請求が第(1)項の目的のために定められた金額を越えるとき、原告または被告は、場合に応じて、越える部分の請求を放棄することができる。

(5) 第56条・(4)項の規定に従い、通知が第(4)項の下でファイルされているとき、人は超過部分を失い、かつ、それをプロビンスIAL裁判所かどこか他の裁判所が回復する権利を有しない。

第9条・6・1 侮辱、(1) 法順守を強制し、または継続させる目的で、判事は、申立または判事自身の発案により、ある人が裁判所侮辱である旨を宣言し、もしその人が適切な云いわけがないとき、判事の命令または旨もしくは陪席の治安判事の命令に従う。

(2) 判事がある人について、裁判所を民事侮辱していると信じる合理的かつ確からしい根拠があると信じるとき、判事は、

- (a) 同人が判事の面前に出頭するか、または、
- (b) 保安官が同人を監護し、かつ、同人を判事の面前につれて行き、何故

に同人が裁判所の民事侮辱ではないのかを説明する。

(3) 裁判所の民事侮辱において、すべての人は下記の1つ以上について責任を負わされる。

(a) その人が疑を一掃するまで拘留。

(b) 2年以内の拘留、

(c) 25,000ドルを越えない罰金およびそれが不払いのときは、2年以内の拘留。

(4) ある人が民事侮辱を理由に制裁を加えた判事は、同人が民事侮辱を除去したと満足するとき、制裁の全部または1部を放棄し、もしくは拘留を延期することができる。

(5) この制裁は、

(a) 金銭の支払命令、または

(b) 刑法典(カナダ)のもとでなされた命令に適用しない。

(6) 第36条の規定は、本条の下での手続に適用しない。

第9条・6・2 延期。裁判所はいつでも適切と考える条件のもとで、手続を延期することができる。

第9条・6・3 申立の通知。裁判所によって別のことが命じられるか、または立法によって別のことが命じられる場合を除いて、申立は、彼等から原告への少なくとも7日間の通知、または国王自身の申立の場合は、手続の各当事者への通知による。

第9条・7 証拠書類。(1) 証拠書類が裁判所の占有または管理の下にあり、自己の利益のために証拠とされた一方当事者が裁判所にその返還を申し出していないとき、

(a) 証拠とされた書類に関して手続が完了したのち、6カ月以内、または

(b) 裁判所の判決または命令に対する控訴の場合は、控訴の結論から6カ月以内、判決に対する控訴の場合、

書記官は特定された日より3カ月以内に当事者に証拠書類の返送を請求し、または他の方法で処分することができる。

(2) 第1項の下で、書記官による通知または当事者の一方は、通知に特定された期間中は証拠書類の返還は請求せず、書記官は証拠を破棄するか、または他の方法で処分することができる。

- (3) 第(1)項または第(2)項の規定にかかわらず、
- (a) 手続の当事者の一方によってそうするよう請求されたとき、書記官は適切と判断するさらなる期間、または裁判所によって命じられた他の方法で証拠書類を占有または支配することができるか、または
 - (b) 裁判所によってそうするように命じられるとき、書記官は裁判所に命じられたように、証拠書類の占有および支配を維持するものとする。
- (4) 第1項、(2)項および(3)項の規定にかかわらず、書記官は裁判所によって別のことを命じられない限り、
- (a) 控訴期間の経過、または
 - (b) 控訴の処分後、いつでも、
- 時に応じて、裁判所の面前における手続において、その人の有利に証拠とされた人に、裁判所が所有し、または占有している証拠書類を返還するか、または他の方法で処分することができる。
- (5) 本条のどの規定にもかかわらず、書記官はいつでも、裁判所に許可されたとき、裁判所が所有するか、占有しているどの証拠書類でも、裁判所の命令に従い、返還または他の処分をすることができる。
- (6) 本条の規定は、
- (a) 他の方法によって支配されている裁判所の面前における手続に関しており、かつ、
 - (b) 刑法典（カナダ）の下での手続に関しては適用されない。

第9条・7・1 判決の証明書。その他。

- (1) 判決が第4部（民事請求）のもとで言渡された当事者は、規則または裁判所によって命じられた場合は別として、
- (a) 裁判所の判決を正確に反映する判決の証明書の準備、
 - (b) 裁判所による判決を正確にファイルしたもの、および
 - (c) ファイルされた裁判所のコピーを訴訟の他の当事者に送付する責任を負う。
- (2) 本法の下で裁判所により、命令または何か他の立法が作成されるとき、自己の有利に作成された当事者は、規則または裁判所によって別の定めがされたときを除き、
- (a) 命令の準備、

州地区裁判所法 (1) 2002年

(a・1) 命令のコピーの裁判所へのファイルおよび

(c) ファイルされた命令のコピーを手続の他の当事者へ送付することについて責任を負う。

(3) 第(1)項および(2)項の規定にもかかわらず、書記官は、

(a) 書記官が事情の下でそうすることが適切であると考えるとき、または

(b) そうするように裁判所によって命じられるとき、

第(1)項または第(2)項に引用された判決または命令の証明書を準備し、かつ、判決および命令のコピーを手続の当事者に送付する。

(4) 第(1)項または第(2)項において引用された証明書または命令のコピーは、いつでも裁判所によってファイルされたのち、反対の証拠がないとき、裁判所でなされた判決または命令として認証される。

(5) それにもとづいて金銭が支払われる判決の証明書または裁判所の命令は、女王座裁判所にファイルされ、

(a) 判決の証明書がそのために準備されたか、時に応じて、命令が女王座裁判所の判決または命令となり、かつ

(b) 令状手続は“私的強制法”(2000年)に従って行われるであろう。

第9条・8 訴訟の費用。(1) 裁判所はいつでも裁判所の面前における手続において、第3部および第4部の下で問題となるすべての事態について適切な費用を裁定することができる。

第9条・9 費用。書記は裁判所における手続に関して、定められた費用が支払われるまで、手続に関する書面をファイルまたは発行しないものとする。